

令和8年5月29日

保護者様

大阪市立淀川中学校

校長 尾曾 由里子

令和8年度就学援助費の支給等について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、各ご家庭より申請されました就学援助（早期1・早期2申請）につきまして、審査の結果、**教育委員会から「認定」と通知があったご家庭に**、今年度の就学援助費の支給予定日等を次のとおりお知らせします。

記

1 支給予定日及び支給金額（早期1・2で認定の方）

認定通知までに納入済の金額を支給します。

（学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。）

支給予定日	支給内容	学校教材費等 （生徒費）	入学準備補助金〈※1〉
7月3日（金）		5月分まで	81,000円

〈※1〉4月1日付認定の1年生を対象に定額支給します。（早期1の方は3月16日に支給済です。）

2 就学援助認定後の学校徴収金の取扱い

（1）生徒費の徴収（口座振替）は、6月分以降行いません。（生活保護世帯を除く）

（2）積立金（1・2年生）・PTA会費については認定後も徴収（口座振替）します。

※ 次回の口座振替日は6月26日です。

3 学校給食費の取扱い

4月にお知らせしました「学校給食費の取扱いについて」の文書のとおりです。

「学校給食費費額決定通知書」を配付しますが、保護者の方に事務手続きや学校給食費を納入していただく必要はありません。

4 その他

支給内容について、ご不明な点がございましたら 事務室 就学援助担当（電話：06-6928-0001）までお問合せください。

このプリントは、全生徒に配付しています。